

倫理審査委員会報告書

院長	副院長			診療部長					事務長	看護部長	薬剤部長
事務長補佐	庶務係長	教育研修センター（係）									

日時・場所	令和2年12月1日（火）15:00～15:20 新発田病院付看護専門学校2階会議
出席者	別紙委員会資料座席表のとおり
<p>1 報告案件</p> <p>(1) 迅速審査で処理した案件</p> <p>〈主な説明〉</p> <p>213 から 227 までの 15 件が今年度新たに承認した案件。主に①の、他の研究機関との共同研究でその機関の審査を受けた案件になる。該当番号については倫理審査委員会規程第 10 条の 3 による。委員長を含め 4 人の審査委員で迅速審査をしている。</p> <p>〈質疑〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。報告内容承認。 <p>(2) 臨床倫理検討会で処理した案件</p> <p>〈主な説明〉</p> <p>16 から 21 の 6 件が今年度臨床倫理検討会で処理した案件。個別に招集した委員会メンバーで適宜相談・検討して承認している。主に保険適応外治療に関するものになっている。昨年度より、研究の進捗状況を提出することとしている。</p> <p>〈質疑〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容の記載に《新型コロナウイルス肺炎》と《コロナウイルス感染症》とあるが両者は同様のものか。 ⇒ 記載の違いだけで、同様のもの。 報告内容承認。 <p>(3) 前年度の臨床倫理検討会案件の進捗状況</p> <p>〈主な説明〉</p> <p>前年度、進捗状況が確認できなかった案件を、さかのぼり提出してもらったもの。</p> <p>〈質疑〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸血と宗教に関することについて、緊急時に輸血をして問題が発生した場合は、事後でも倫理審査委員会に報告は必要か。 ⇒ 緊急の場合は倫理審査委員会を通らず実施することになると思うが、情報共有として、事後でも報告いただきたい。 報告内容承認。 	

(4) 前年度経過確認ができなかった案件

〈主な説明〉

前年度、経過確認ができなかった案件を、経過確認したもの。

〈質疑〉

- ・ 特になし。報告内容承認。

2 前回委員会より検討課題

(1) 異動や退職などで担当者が変更になった場合の問い合わせ先、異動後も継続して研究している場合の当院の患者データの取り扱いについて

〈主な説明〉

異動の場合の報告様式は特にない。事務局の方で追跡確認する。

〈質疑〉

- ・ 当院の研究データを院外で使用したい場合は。
⇒ 患者さんの同意の範囲による。データを院外に移動しないという同意内容であれば取り直す必要があるが、共同研究であれば、その施設内なら問題はない。